

ご存じですか

公文書公開制度と

個人情報保護制度

より開かれた市政をめざして

照会先 総務管財課 ☎23-6802

市には、情報公開に関する2つの条例があります。市が持っている情報を市民の皆さんに公開するための「公文書公開条例」と、市民の皆さんの個人情報情報を適正に取り扱うための「個人情報保護条例」です。これらは、市民参加による開かれた市政をさらに進めるために制定されたものです。
ここでは、この条例の内容と実施状況などをご紹介します。

公文書公開条例

この条例は、市民の皆さんの公文書の公開を求める権利を明らかにし、公文書を公開するために必要な事項を定めています。

利用できる人は

- ▼市内に住んでいる方
 - ▼市内に事業所などがある方や法人など
 - ▼市内に通勤、通学している方
 - ▼市に利害関係がある方
- ※これら以外の方の請求にも応えるよう努めています。

公開される情報は

市の機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会）の職員が、職務上作成または取得した公文書が対象となります。

公開できない情報もあります

公文書は公開することが原則です。しかし、個人のプライバシーに関するものや、法人などの事業活動に不利益を与えるものなどは非公開になります。

平成23年度関市公文書公開の実施状況

1 請求者別の請求状況

区分	市内在住者	その他	合計
件数	17	8	25

2 実施機関別の請求状況

実施機関		件数
市長	総務部	1
	福祉部	2
	市民環境部	2
	経済部	7
	建設部	7
教育委員会		3
選挙管理委員会		1
監査委員		1
農業委員会		1
合計		25

3 公開決定状況および不服申立て状況

区分	公開	部分公開	非公開	不存在	不服申立て申請
件数	10	11	1	3	0

※「部分公開」とは、文書の中に個人情報などが含まれている場合にその部分を除いて公開することです。「不存在」とは、請求された文書が存在しない場合です。

4 公開請求に対する決定をした文書【決定状況】

- ◎ 倉知地内の農業振興地域除外申請に関する書類（2件）【公開（1件）部分公開（1件）】
- ◎ 農用地利用計画の変更案に係る縦覧の変更理由書及び異議申出書【公開】
- ◎ 平成22年度に倉知地内で都市計画法第29条に係る開発許可申請が出されたもののうち、開発許可申請書、設計説明書等の書類（3件）【部分公開（3件）】
- ◎ 倉知地内における農地法第5条の許可申請書【部分公開】
- ◎ 関農業振興地域整備計画の変更に関する意見書の解答【公開】
- ◎ 平和橋補修工事 当初計画書・変更設計書【公開】
- ◎ 東山地内の住宅開発についての資料【部分公開】
- ◎ 平成21年度関地区農業振興地域除外申請書【公開】
- ◎ 住民監査請求書及び監査結果に関する書類【部分公開】
- ◎ 平成22年度の道の駅の指定管理者に係る指定管理料、売上収支報告書等【公開】
- ◎ 境界立会報告書【公開】
- ◎ 中池公園陸上競技場整備工事に係る指示協議書等（2件）【部分公開（2件）】
- ◎ 養護訓練センター等のボーリング調査結果のうち柱状図及び調査位置図（3件）【不存在（3件）】
- ◎ 平成23年度倉知地内の土地開発事業事前協議書【部分公開】
- ◎ 保健センター等のボーリング調査結果のうち柱状図及び調査位置図（2件）【公開（2件）】
- ◎ 平成21年4月から平成23年12月までにおける司法書士による戸籍謄本等の請求書の写し【非公開】
- ◎ 平成23年執行関市長選挙 選挙運動費用収支報告書の写し【公開】
- ◎ 平成21年度までの公立保育園音楽リズム指導事業業務委託に関する書類【部分公開】

平成23年度関市個人情報の開示等の実施状況

1 請求者別の請求状況

区分	市内在住者	その他	合計
開示	1	0	1
訂正	0	0	0
削除	0	0	0
差止め	0	0	0

2 実施機関別の請求状況

実施機関		請求の区分	件数
市長	市民環境部	開示	1

3 開示等の決定状況および不服申立て状況

区分	開示	部分開示	非開示	訂正・削除・差止決定	訂正・削除・差止拒否決定	不存在	不服申立て申請
件数	0	1	0	0	0	0	0

4 開示等の請求に対する決定をした文書【決定状況】

- ◎ 母子保健ファイル【部分開示】

個人情報保護条例

この条例は、市民の皆さんが自分の個人情報の開示を求める権利を保障し、個人情報の適正な取り扱いを定めています。

個人情報は適正に維持管理します

市が持っている個人情報は、他人に漏れることがないように管理します。また、 unnecessaryな個人情報は速やかに廃棄します。

個人情報の収集の制限

- 市は個人情報を、
- 事務に必要な最小限の範囲で
- 目的を明らかにして
- 適法、公正な方法で
- 原則として、本人から直接収集します。

自分の個人情報がチェックできます

- 自分の情報をチェックしたいとき
- ↓【開示請求】
- 自分の情報に誤りがあるとき
- ↓【訂正請求】
- 市が決められた手続に違反して、情報を収集したとき
- ↓【削除請求】
- 市が決められた手続に違反して、情報を利用しているとき
- ↓【差止請求】

公文書の公開・個人情報の開示などの請求から決定まで

審査会

＜不服申立てを審査する＞
◆学識経験者5人で構成される「公文書公開審査会」「個人情報保護審査会」で、慎重に審査し、実施機関に答申します。



答申 ↓ ↑ 諮問

実施機関（担当課）

◆実施機関は、審査会へ諮問します。
＜決定する＞
◆実施機関は審査会の答申を尊重して、あらかじめ公文書公開や個人情報開示などの決定をします。



決定の通知



費用

- ◆閲覧は無料です。
- ◆コピー代は実費を負担していただきます。

閲覧または写しの交付

◆決定通知書で指定された日時、場所にお越しいただき、閲覧または写しの受け取りをしていただきます。



不満



納得



＜訂正などの請求＞

- ◆開示された個人情報に不満があるときは、訂正などの請求ができます。
- ◆その決定に納得できないときは、不服申立てができます。

不服申立てをする

◆不服があるときは、60日以内に不服申立てができます。

請求する（所定の文書で）

- ◆請求や照会、相談は、総務管財課または各課へ。
- ◆個人情報の開示請求は、本人であることが証明できるものが必要です。



公開・非公開などの決定

◆請求のあった公文書を所管するところで、公開・非公開などの決定をします。



決定の通知

◆請求書を受理した日から15日以内に、請求者に決定の内容を通知します。



公開できません

不満



納得

